

基山町市街化調整区域における地区計画の運用基準の一部改正についての新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>6. 対象外の地区</p> <p>次に掲げる区域又は地域は保全する区域とし、策定区域に含めないこととする。<u>ただし、計画決定までにこれらの区域の除外又は必要な対策等が行われるものについてはこの限りでない。</u></p> <p>(1) ～ (10) 略</p>	<p>6. 対象外の地区</p> <p>次に掲げる区域又は地域は保全する区域とし、策定区域に含めないこととする。</p> <p>(1) ～ (10) 略</p>